

# スポ振だより2月号

柴田町教育委員会 スポーツ振興課

## 令和6年度の学校体育施設使用団体登録について

学校の体育施設を使用したい団体は、事前に「学校体育施設利用団体登録」が必要です。登録できる団体は、下記の条件を満たしている団体です。

※登録について、相談がある場合はスポーツ振興課へご連絡ください。

### 登録条件

- 町内に住所を有する方であつ、10人以上の団体
- 成人の責任者がいる
- 傷害保険に加入している

事前に  
提出!

【受付開始:令和6年3月1日(金) ~ 新年度初回利用予定日の7日前までに提出】

## 令和6年度の減免登録について

令和6年度の減免申請書を配布していますので、ご確認ください。

減免対象団体は柴田町体育協会加盟団体や柴田町スポーツ少年団、部活動親の会などです。

該当する団体は新年度の施設利用予定日の7日前までに提出をお願いします。添付資料として、令和6年度の総会資料となります。(柴田町体育協会や柴田町スポーツ少年団に加盟している事が分かる書類)

総会が4月以降に行われる場合はその旨をスポーツ振興課へ報告し、総会終了後速やかに提出してください。

【受付開始:令和6年3月1日(金) ~ 新年度初回利用予定日の7日前までに提出】

NEW!

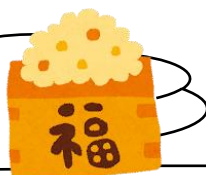
## 学校開放について

これまで学校開放は月曜日と金曜日を除いた曜日が対象となっておりますが、

令和6年度4月から月曜日と金曜日が追加され、全ての曜日が学校開放の対象となります。(予定)

なお、これまで同様に、学校行事が優先となりますので、希望日の利用ができない場合がございますのでご注意ください。

お知らせとお願い



### 1. 学校・社会体育施設の申請・納入時間について

申請及び納入する時間・期限を厳守してください。申請は使用しようとする7日前、納入は3日前となっております。当日の貸し出し・使用延長はしていません。また、キャンセルする場合は、施設の代行員の配置の都合上、必ず3日前までにご連絡ください。(3日前が休日の場合は、その前の平日まで)

やむを得ず、休日や夜間使用でキャンセルする場合は、直接代行員又は施設へ必ずご連絡ください。(スポーツ振興課での受付は、平日8:30~17:15となっております。)

### 2. 施設の備品等の破損について



施設を安全に利用していただくため、備品等を破損してしまった場合や、壊れている箇所を見つけた場合、スポーツ振興課へご連絡ください。また、夜間や休日の時間帯は代行員へ連絡していただき、平日の日中に改めて、スポーツ振興課へ連絡をお願いいたします。

### 3. 硬式野球・硬式ソフトボールの使用制限について



(阿武隈川運動場等の硬式野球ボールでの試合不可)

阿武隈川運動場野球場と並松運動場の各施設では、硬式野球ボールと硬式ソフトボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習、フリーバッティングは、歩行者や地域住民の安全確保のために禁止しています。硬式ボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習等を行う際にはアステムチャレンジスタジアムのご利用をお願いします。